

飼料の公定規格の一部を改正する件新旧対照表

○ 飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1～3 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びリンの分量は、次によるものとする。 (1) 粗たん白質の分量 供試品につきケルダール法によって窒素の全量を定量し、これに <u>6.25</u>（乳製品及び乳製品の配合割合が <u>50 %</u>以上のほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料にあっては、<u>6.38</u>）を乗じて得たものの供試品の重量に対する百分率を求め、これを粗たん白質の分量とする。 (2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 1の分量及び2の値は、次のとおりとする。</p> <p>第1章 飼料分析法 第1節・第2節 [略] 第3節 成分分析法 1 [略] 2 粗たん白質の定量法（ケルダール法） A・B [略] C 定量 標準硫酸液の一定量（通常 10～20mL）を正確にとった受器を水蒸気蒸留装置に連結し、一方試料液の一定量を蒸留フラスコに正確にとり、これに強アルカリ性とするのに十分な量の水酸化ナトリウム濃厚液を加えて、5分間に約 30mL 留出する程度の水蒸気で約 20 分間蒸留し、約 120mL 留出させる。留出液に指示薬としてメチルレッドを加えて標準水酸化ナトリウム液で滴定し、次の式により窒素〔N〕の量を求め、これに <u>6.25</u>（乳製品及び乳製品の配合割合が <u>50 %</u>以上のほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料にあっては、<u>6.38</u>）を乗じて粗たん白質の量を算出する。 $\text{窒素〔N〕の量（\%）} = 0.0014 \times f \times (V_1 - V_2) \times 250 / S \times 100 / W$ f : 標準水酸化ナトリウム液の係数</p>	<p>1～3 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びリンの分量は、次によるものとする。 (1) 粗たん白質の分量 供試品につきケルダール法によって窒素の全量を定量し、これに 6.25 を乗じて得たものの供試品の重量に対する百分率を求め、これを粗たん白質の分量とする。 (2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 1の分量及び2の値は、次のとおりとする。</p> <p>第1章 飼料分析法 第1節・第2節 [略] 第3節 成分分析法 1 [略] 2 粗たん白質の定量法（ケルダール法） A・B [略] C 定量 標準硫酸液の一定量（通常 10～20mL）を正確にとった受器を水蒸気蒸留装置に連結し、一方試料液の一定量を蒸留フラスコに正確にとり、これに強アルカリ性とするのに十分な量の水酸化ナトリウム濃厚液を加えて、5分間に約 30mL 留出する程度の水蒸気で約 20 分間蒸留し、約 120mL 留出させる。留出液に指示薬としてメチルレッドを加えて標準水酸化ナトリウム液で滴定し、次の式により窒素〔N〕の量を求め、これに 6.25 を乗じて粗たん白質の量を算出する。 $\text{窒素〔N〕の量（\%）} = 0.0014 \times f \times (V_1 - V_2) \times 250 / S \times 100 / W$ f : 標準水酸化ナトリウム液の係数</p>

V 1 : 受器にとつた標準硫酸液の量に相当する標準水酸化ナトリウム液の量 (mL)
V 2 : 滴定に要した標準水酸化ナトリウム液の量 (mL)
S : 蒸留に用いた試料液の量 (mL)
W : 分析に用いた試料の重量 (g)
(以下略)

V 1 : 受器にとつた標準硫酸液の量に相当する標準水酸化ナトリウム液の量 (mL)
V 2 : 滴定に要した標準水酸化ナトリウム液の量 (mL)
S : 蒸留に用いた試料液の量 (mL)
W : 分析に用いた試料の重量 (g)
(以下略)